

飼料価格高騰緊急対策事業実施要領

第1 目的

この事業は、配合飼料・粗飼料の異常な価格高騰が長期化し、国の配合飼料価格安定制度の対象とならない農家負担額が大幅に増加している状況をふまえ、県内の畜産農家に対し、配合飼料・粗飼料の購入にかかる経費の一部を緊急に支援し、もって畜産経営の維持・安定を図ることを目的とする。

第2 事業実施主体

この事業の実施主体（以下、「事業実施主体」という。）は、別表1に掲げる団体とする。

第3 事業の内容等

1 補助対象者および補助対象飼料

(1) 補助対象者

補助対象者は、県内に所在する農場で牛、豚、鶏を飼養する畜産農家（法人を含む。以下同じ）とする。

(2) 補助対象飼料

補助対象飼料は、県内で飼養する牛、豚、鶏に給与するために購入した飼料のうち、2の(1)のアの(イ)およびイの(ア)並びに(2)のアの(ア)で定める範囲とする。

2 事業内容

(1) 配合飼料高騰対策

ア 配合飼料対策

(ア) 補助対象者

補助対象者は、1の(1)のうち、配合飼料価格安定制度に加入している畜産農家とする。

(イ) 補助対象となる配合飼料の数量

補助対象数量は、当該四半期の配合飼料価格安定制度の補てん対象数量とする。

(ウ) 補助単価

配合飼料1トン当たりの補助単価は、県の定める単価とし、その算定方法は、当該四半期の1トン当たり平均輸入原料価格から当該四半期の直近3年間（令和5年度納品分については、当該四半期の直近4年間）の1トン当たり平均輸入原料価格を差し引き、さらに当該四半期の配合飼料価格安定制度補てん単価および配合飼料価格高騰緊急特別対策補てん金単価を差し引いた額の2分の1以内（1トンあたり10円未満の端数は切り捨て）とする。なお、補助単価の算定には、農林水産省が四半期ごとに公表する「配合飼料価格安定制度における輸入原料価格及び補填金の限度額」の平均輸入原料価格を用いる。

(エ) 補助金額の算定

配合飼料対策の補助金額は、(イ)と(ウ)の積により算定し、1円未満の端数は切り捨てる。

イ 単味飼料対策

(ア) 補助対象となる単味飼料の数量および補助対象品目

補助対象数量は、当該四半期に納品された補助対象品目の数量（1キログラム未満切り捨て。請求書等の原本により、当該四半期中の納品が確認できるものに限る）とし、補助対象品目は別表2に掲げる品目とする。

(イ) 補助単価

単味飼料 1 トンあたりの補助単価は、当該四半期のアの(ウ)の補助単価と同額とする。

(ウ) 補助金額の算定

配合飼料対策の補助金額は、(ア)と(イ)の積により算定し、1 円未満の端数は切り捨てる。

(エ) 補助の下限数量

当該四半期において、(2)のアの(ア)と合わせた納品数量の合計が 6 トン以上（令和 5 年度納品分については、3 トン以上）でない場合は、補助対象としない。

(2) 粗飼料高騰対策

ア 粗飼料対策

(ア)補助対象となる粗飼料の数量および補助対象品目

補助対象数量は、当該四半期に納品された数量（1 キログラム未満切り捨て。請求書等の原本により、当該四半期中の納品が確認できるものに限る）とする。

なお、補助対象品目は別表 2 に掲げる品目に限る。

(イ) 補助単価

粗飼料 1 トンあたりの補助単価は、県の定める単価とし、その算定方法は、当該四半期の 1 トン当たり平均粗飼料輸入価格から当該四半期の直近 3 年間（令和 5 年度納品分については、当該四半期の直近 4 年間）の 1 トン当たり平均粗飼料輸入価格を差し引いた額の 2 分の 1 以内（1 トンあたり 10 円未満の端数は切り捨て）とする。なお、補助単価の算定には、独立行政法人農畜産業振興機構が公表する乾牧草の平均輸入価格（CIF）を用いる。

(ウ) 補助金額の算定

粗飼料対策の補助金額は、(ア)と(イ)の積により算定し、1 円未満の端数は切り捨てる。なお、国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策補てん金を受給する者に対しては、同補てん金の給付が行われた四半期に限り、当該受給額の 2 分の 1 相当額を同四半期の粗飼料対策補てん金受給額から差し引いた額（0 円を下回る場合は、0 円とする。）を補助金額とする。

(エ) 補助の下限数量

当該四半期において、(1)のイの(ア)と合わせた納品数量の合計が 6 トン以上（令和 5 年度納品分については、3 トン以上）でない場合は、補助対象としない。

(3) 飼料価格高騰対策の推進

この事業の推進に係る補助対象経費は、事業実施主体が行う補助金額の算定、補助対象者への要件確認、補助金の支払い、その他事業の推進に係る一切の事務に要する経費のうち、別表 3 に掲げる範囲の経費とし、補助率は定額とする。

第 4 事業の対象期間

この事業の対象期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日とする。このうち、第 3 の 2 の(1)および(2)の対象期間は、令和 4 年度第 1 四半期（令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日）、同第 2 四半期（令和 4 年 7 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日）、同第 3 四半期（令和 4 年 10 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日）、同第 4 四半期（令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日）、および令和 5 年度第 1 四半期（令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日）、同第 2 四半期（令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日）、同第 3 四半期（令和 5 年 10 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日）並びに同第 4 四半期（令和 6 年 1 月 1 日から令

和6年3月31日)とし、予算の範囲で可能な限り延長できるものとする。

第5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、事業実施計画を別記様式第1号により作成し、知事の承認を受けるものとする。なお、事業着手時期により、県において補助単価の確定が困難な場合は、別途県が示す見込み補助単価により計画承認申請することができる。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、事業計画変更(中止、廃止)承認書(別記様式第2号)に変更理由及び変更内容又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付し、知事の承認を受けるものとする。

第6 事業の着手

本事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図るうえで緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。その場合は、事業実施主体はその理由を明記した交付決定前着手届を作成し、県知事に提出するものとする。

なお、その場合にあつては、事業実施主体は交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失等の責任を負うこととする。

第7 事業の報告

事業実施主体は、事業完了後速やかに別記様式第3号により、事業完了報告書を知事に提出するものとする。なお、本事業の完了報告は、本事業にかかる補助金の実績報告をもってこれに代えることができる。

第8 事業経費の補助

知事は、予算の範囲内において、本要領のほか、三重県補助金等交付規則、三重県農林水産部関係補助金等交付要綱等に基づき、事業実施主体が本事業を実施するのに要する経費を補助するものとする。

第9 関係書類の保管等

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保管期間は、事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

第10 その他

この要領で定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

令和4年10月1日一部改正

令和4年12月28日一部改正

令和5年1月4日一部改正

令和5年3月20日一部改正

令和5年7月3日一部改正

令和5年10月25日一部改正

令和5年12月7日一部改正

別表1 事業実施主体

要領	対策名	事業実施主体名
第3の2の(1)のア	配合飼料対策	一般社団法人三重県配合飼料価格安定基金協会 三重県酪農農業協同組合 JA東日本くみあい飼料株式会社東海支店
第3の2の(1)のイ	単味飼料対策	一般社団法人三重県畜産協会 三重県酪農農業協同組合
第3の2の(2)のア	粗飼料対策	一般社団法人三重県畜産協会 三重県酪農農業協同組合
第3の2の(3)	飼料価格高騰対策の推進	一般社団法人三重県畜産協会 一般社団法人三重県配合飼料価格安定基金協会 三重県酪農農業協同組合 JA東日本くみあい飼料株式会社東海支店

別表2 補助対象品目

要領	対策名	補助対象品目（輸入飼料かつ配合飼料価格安定制度補てん対象外のものに限る。）
第3の2の(1)のイ	単味飼料対策	トウモロコシ（魚粉等を混合した二種混合飼料を含む）、大麦、大豆（大豆粕を含む）、ふすま、ビートパルプ
第3の2の(2)のア	粗飼料対策	アルファルファ、チモシー、スーダン、オーツ、クレイングラス、ハイキューブ 【※稲わら、麦わら、ストロー類は対象外】

別表3 事業推進費の対象範囲

科目	内容
会場借料	当該事業のための会議に要した会場借料とする。
旅費	当該事業のための会議、指導及び調査等のための旅費で、事業実施主体が定める規定に基づき算定した額とする。
賃金	当該事業に従事する臨時職員及び派遣職員（いずれも日給・時給ベース）の賃金で、技術指導事務費の対象としない者の賃金とする。単価については、事業実施主体の賃金支給規定に基づき設定するものとする。
印刷製本費	当該事業のために必要とする資料の印刷・製本に要した経費（コピー代を含む）とする。
通信運搬費	当該事業のために必要とする郵送料、荷造運賃、電話料、インターネット回線使用料等とする。
消耗品費	当該事業のために必要とする用紙類、その他の事務用品購入の経費等とする。
賃借料	当該事業のための資料のとりまとめ等に必要となるコンピュータ等の事務機器の借上経費等とする。

技術指導事務費	当該事業に直接従事する職員等の直接作業時間に対する給与 その他手当で、別紙に定めによるものとする。
事務諸費	当該事業実施のための振込手数料、収入印紙代等とする。

別記様式第1号

番 号
年 月 日

三重県知事 あて

事業実施主体
代表 ○○○○ 印

年度飼料価格高騰緊急対策事業計画承認申請書

令和 年度飼料価格高騰緊急対策事業実施要領第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請します。

添付書類

- ・事業実施計画書

別記様式第2号

番 号
年 月 日

三重県知事 あて

事業実施主体
代表 ○○○○ 印

年度飼料価格高騰緊急対策事業計画変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 号で計画の承認がありました飼料価格高騰緊急対策事業について、以下のとおり計画を変更（中止、廃止）したいので、飼料価格高騰緊急対策事業実施要領第5の2の規定により申請します。

添付書類

- ・ 変更（中止、廃止）の理由（※変更内容と理由をできるだけ詳細に記載）
- ・ 事業実施計画書（※変更前後の部分を2段書きし、変更前を括弧で上段に記載）
- ・ 収支予算書（※同上）

別記様式第3号

番 号
年 月 日

三重県知事 あて

事業実施主体
代表 ○○○○ 印

年度飼料価格高騰緊急対策事業完了報告書

令和 年度飼料価格高騰緊急対策事業実施要領第7の規定に基づき、事業完了報告書を提出
します。

添付書類

- ・事業完了報告書

年度飼料価格高騰緊急対策事業実施計画（完了報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 配合飼料高騰対策

① 配合飼料対策（対象農家数 戸）

対策の対象期間	補助単価	補助対象数量	事業費	補助金
合 計	—			

② 単味飼料対策（対象農家数 戸）

対策の対象期間	補助単価	補助対象数量	事業費	補助金
合 計	—			

(2) 粗飼料高騰対策

① 粗飼料対策（対象農家数 戸）

対策の対象期間	補助単価	補助対象数量	事業費	補助金
合 計	—			

(3) 飼料価格高騰対策の推進

項 目	取組内容	事業費	補助金
合 計	—		

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する (要した) 経費 (A) + (B)	負担区分		備考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
配合飼料対策				
単味飼料対策				
粗飼料対策				
飼料価格高騰対 策の推進				
合 計				

事業費算出の基礎となる配合飼料価格安定制度明細書など、事業内容及び積算基礎が分かる書類を添付すること。

4 事業完了 (予定) 年月日

年 月 日